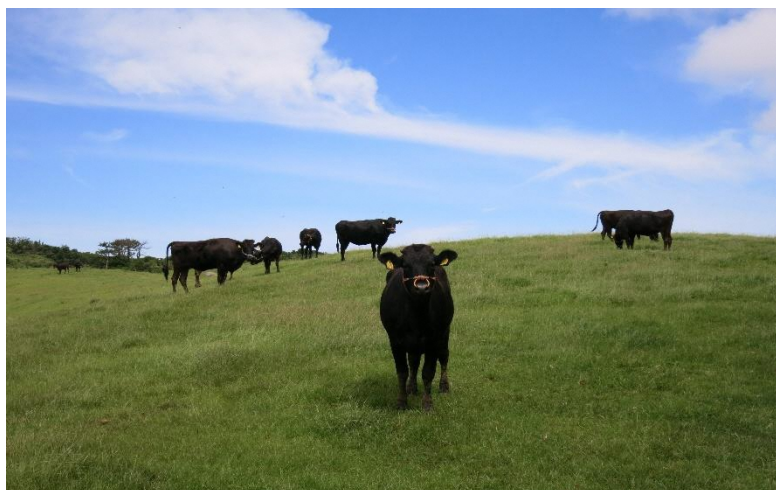




長崎県

令和7年度

長崎県獣医師養成確保修学資金 獣医修学生を募集します！

《修学資金制度》

※貸与条件：卒業後、長崎県内で産業動物獣医師等として従事することが条件となります。

①長崎県獣医師養成確保修学資金（国事業）

- ・長崎県職員（農林部）
- ・家畜診療施設等（農業共済組合等）

＜募集人数＞ … 若干名

②長崎県獣医修学資金（県事業）

- ・長崎県職員
- ・家畜診療施設等（農業共済組合等）

＜募集人数＞ … 2名

【応募・申請期間】

- ・申請前に、まず応募用紙でご応募ください。
- ・受付後、申請書様式を送付しますので、必要書類を添付の上、申請書類を

令和7年9月12日（金）までに

必着するように提出してください。

※応募・申請用紙は協会HPにも掲載しています。

長崎県畜産協会

←←← 検索



《修学資金》

①長崎県獣医師養成確保 修学資金

18万円/月 以内(私立)

10万円/月 以内(国公立)

②長崎県獣医修学資金

10万円/月 以内

※4月分から遡って支給します

◆対象者

大学1年～6年生

◆貸与の決定

申請後、県による書類審査及び面接審査(オンライン面接)により選考し、貸与者を決定します。

◆返還免除の制度

就業予定先で就職後、修学資金の貸与を受けた期間の

●月額18万円の場合

⇒ 5/3倍 (最大10年間)

●月額10万円の場合

⇒ 3/2倍 (最大9年間)

従事すれば全額免除となります

お問い合わせ

応募・申請書の送付先
一般社団法人 長崎県畜産協会
担当:野中、中里

〒850-0047 長崎県長崎市銭座町3番3号
TEL 095-843-8825
FAX 095-841-8810
E-mail
nagasaki-eisei01@next.odn.ne.jp

令和7年度 長崎県獣医師確保修学資金のご案内

長崎県は、獣医系大学を卒業後、長崎県内で牛や豚などの家畜を診療する獣医師（産業動物獣医師）または県職員（家畜保健衛生所等の獣医師）として就職しようと考えている学生の皆さんに対する修学資金制度を設けています。

この修学資金には以下の2つの種類があります。

①長崎県獣医師養成確保修学資金（国事業）

※就業先条件：長崎県職員（農林部局：家畜保健衛生所等の家畜衛生の業務に従事しようとする方に限ります。）
家畜診療施設（農業共済組合等）

②長崎県獣医修学資金（県事業）

※就業先条件：長崎県職員（農林部局及び公衆衛生部局）
家畜診療施設（農業共済組合等）

1. 募集人数

①の修学資金： **若干名**

②の修学資金： **2名**

2. 募集締め切り

令和7年9月12日（金）まで（申請書類は期間内**必着**です）

※募集人数に満たない場合は、引き続き募集します。募集期間終了後にご相談下さい。

3. 対象者（以下の全てを満たす方です。）

- （1）獣医学課程のある大学において、獣医学を専攻する方。
- （2）獣医師免許取得後、上記条件の就業先で業務に従事しようとする方。

4. 修学資金制度の概要

（1）貸与期間

修学資金の貸与の決定に定めた月から6年生の3月まで（ただし、休学、停学、留年等の期間は貸与停止）とします。

（2）貸与額

①の修学資金： **月額18万円（国公立大学は月額10万円）** が上限です。

②の修学資金： **月額10万円** が上限です。

（3）修学資金貸与者の選考

修学資金の貸与者の選考は、書類審査及び面接試験（対面による面接ではなく、テレビ電話などを使った方法での実施を予定）により行います。

面接試験の実施方法については、長崎県から応募者に直接連絡します。また、選考の可否に関わらず、申請者全員に結果を通知します。

- （4）獣医師免許取得後、就業先条件の就業先で貸与期間の3/2倍の期間（貸与月額12万円以下の場合）又は5/3倍の期間（貸与月額12万円を超える場合）従事すれば、修学資金の返還が全額免除されます。

5. 修学資金の返還

以下のような場合には、貸与金額にそれぞれ加算金を加えて全額一括返還となります。

- (1) 長崎県知事が修学資金貸与者として適当でないと認め、修学資金契約を解除、又は修学資金の貸与の取り消しをしたとき。
- (2) 獣医師国家試験受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 獣医師免許取得後、定められた就業先で業務に従事しなかったとき。
- (4) 従事期間が修学資金の貸与期間の3/2倍の期間（貸与月額12万円以下の場合）又は5/3倍の期間（貸与月額12万円を超える場合）に達せず、途中で辞めたとき。

<加算金>

- ①の修学資金：10.95%
- ②の修学資金：14.5%

6. 応募方法

別添の**応募用紙**をFAX、メールまたは郵送で**長崎県畜産協会あて**提出してください。
応募用紙受理後、申請手続きの詳細について、長崎県畜産協会からご連絡いたします。
なお、応募用紙、申請に必要な様式類は、長崎県畜産協会ホームページからダウンロードしてください。

7. 申請方法

申請の際は、希望する修学資金について下記の申請書等を提出してください。

(1) **提出書類**

<①の修学資金を希望する方>

- ・ 長崎県獣医師養成確保修学資金給付申請書（別記様式第1号）
- ・ 大学の学長又は学部長の推薦書（別記様式第2号）
- ・ 連帯保証人となるべき者の保証書（別記様式第3号）※印鑑登録証明書添付

<②の修学資金を希望する方>

- ・ 長崎県獣医修学資金貸与申請書（規則様式第1号）
- ・ 大学の学長又は学部長の推薦書（規則様式第2号）
- ・ 連帯保証人となるべき者の保証書（規則様式第3号）※印鑑登録証明書添付

<その他必要書類（①、②共通）>

- ・ 履歴書（写真を貼ったものに限ります。）
- ・ 戸籍抄本
- ・ 在学証明書（大学が発行したものに限ります。）
- ・ 学業成績証明書（今年度入学した方は添付を要しません。）

(2) 申請書等の**提出先**

〒850-0047

長崎県長崎市銭座町3番3号

一般社団法人 長崎県畜産協会 あて

【問い合わせ先】

- 一般社団法人長崎県畜産協会（担当：野中、中里）
TEL 095-843-8825 FAX 095-841-8810
E-mail nagasaki-eisei01@next.odn.ne.jp
- 長崎県農林部畜産課家畜衛生班（担当：久保、寺山、鈴田）
TEL 095-895-2955 FAX 095-895-2593

令和7年度 長崎県獣医師確保修学資金貸与事業応募用紙

【提出日： 令和7年 月 日】

ふりがな			生年月日		
氏 名					
現住所	〒				
電話番号					
メールアドレス					
大学名		学科		学年	

下記の修学資金の貸与を希望します。【 】（希望する番号を記入してください）

- 1 ①（国事業）を希望します。
- 2 ②（県事業）を希望します。
- 3 ①（国事業）、②（県事業）どちらでもかまいません。

<修学資金制度>

① 長崎県獣医師養成確保修学資金（国事業）

<上限額：月額 18 万円（国公立大学は月額 10 万円）>

※就業先条件

- ・ 長崎県職員（家畜保健衛生所等の家畜衛生業務に従事しようとする方に限ります）
- ・ 家畜診療施設（農業共済組合等）

② 長崎県獣医修学資金（県事業）

<上限額：月額 10 万円>

※就業先条件

- ・ 長崎県職員（農林部局及び公衆衛生部局）
- ・ 家畜診療施設（農業共済組合等）

【送付先】

〒850-0047 長崎県長崎市銭座町 3 番 3 号
 一般社団法人 長崎県畜産協会 （担当：野中、中里）
 電話 095-843-8825 FAX 095-841-8810
 URL <https://nagasaki.lin.gr.jp>
 E-mail : nagasaki-eisei01@next.odn.ne.jp

※応募用紙受理後、申請手続きの詳細について、当方よりご連絡いたします